（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第五条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十号を次のように改める。

二十　削除

第二条第一項第二十号の二中「デジタル指令局」の下に「（設備規則第三条第六号に規定するデジタル指令局をいう。別表第二号において同じ。）」を加え、同項に次の二号を加える。

六十三　設備規則第四十九条の二十二の二第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局に使用するための無線設備

六十四　設備規則第四十九条の二十二の二第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局に使用するための無線設備

別表第一号一⑶アの表中

備設線無の号十二第項一第条二第	○	○	○	○	○					
備設線無の二の号十二第項一第条二第	○	○	○	○	○					

を

備設線無の二の号十二第項一第条二第	○	○	○	○	○					

に、

備設線無の号二十六第項一第条二第	○	○	○	○	○					

を

備設線無の号二十六第項一第条二第	○	○	○	○	○					
備設線無の号三十六第項一第条二第	○	○	○	○	○					
備設線無の号四十六第項一第条二第	○	○	○	○	○					

に改める。

別表第一号一⑶ウ中「、第二十号」及び「、第四十九条の七の二第一号チ」を削る。

別表第二号第一注1中「952MHzを超え956.4MHz以下」を「916.7MHz以上920.9MHz以下」に改め、同第一注8⑴中「、第20号」を削り、同表第三中「及び超広帯域無線システムの無線局」を「、超広帯域無線システムの無線局及び700MHz帯高度道路交通システムの無線局」に改め、同表第四中「950MHz帯」を「920.5MHz以上923.5MHz以下」に改め、同第四注3中「954.2MHz」を「920.6MHzから923.4MHzまで（200kHz間隔15波）」に改める。

○	○									
○	○									
○	○									